

平成 24 年（行ウ）第 5 号

障害者自立支援法に基づく手話通訳派遣却下処分取消等請求事件

原告 池川 洋子

被告 高松市

### 上申書

（傍聴者に対する手話通訳者の配置等について）

2012年7月20日

高松地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 安 西 敦

同 山 口 剛 史

同 杉 山 晴 代

同 渡 邊 圭 輔

同 相 本 茉 樹

本件訴訟における傍聴席に対する通訳者等の配置及び設置機材については、以下のとおりとされたい。

記

1 傍聴席に対する手話通訳者の配置について

別添の図の位置で、起立てて通訳する。

手話通訳者 2 名の控え席(椅子)をご準備願いたい。

## 2 要約筆記について

要約筆記を実施するには、パソコン5台、それらを設置する机、プロジェクター、スクリーンが必要である。それらの望ましい配置については、別添の図のとおりである。

パソコン要約の準備設定には、概ね1時間必要とするので、準備する時間の配慮を願いたい。

## 3 磁気ループについて

磁気ループについては、別添の図のとおり1ブロックに設置されたい。

## 4 盲ろう者に対する通訳について

本件訴訟を傍聴する可能性のある盲ろう者について、原告側で把握しているのは現在1名である。当該盲ろう者1名に対し、通訳者が2名必要である。

通訳者は盲ろう者の対面で通訳をする必要があるため、別添の図のとおり、盲ろう者が座る席の前の列の椅子を外し、通訳者が盲ろう者の正面を向く形で椅子を設置されたい。

以上

手話通訊者

要約筆記プロジェクト

司法記者席				
触手話通訳者(椅子外す)	盲ろう者			

要約筆記  
スクリーン